

カンボジア王国

国家 宗教 国王

カンボジア王国政府

番号 : 18ANKr.BK

地方行政におけるワンストップ行政サービスメカニズムの創設に関する政令

王国政府は、

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の任命に関する 2013 年 9 月 24 日付勅令第 NS/RKM/0913/903 号
- カンボジア王国政府の構成員の変更及び追加に関する 2013 年 12 月 21 日付勅令第 NS/RKM/1213/1393 号
- カンボジア王国政府の構成員の変更に関する 2016 年 4 月 4 日付勅令第 NS/RKM/0416/368 号
- 閣僚評議会の構成及び運営に関する法律を公布する 1994 年 7 月 20 日付勅令第 02/NS/94 号
- 内務省の設置に関する法律を公布する 1996 年 1 月 24 日付勅令第 NS/RKM/0196/08 号
- 首都、州、市、スロック及びカンの行政管理に関する法律を公布する 2008 年 5 月 24 日付勅令第 NS/RKM/0508/017 号
- コミューン及びサンカットの行政管理に関する法律を公布する 2001 年 3 月 19 日付勅令第 NS/RKM/0301/05 号
- 内務省の構成及び運営に関する 2015 年 8 月 19 日付政令第 109ANKr.BK 号
- プノンペン都評議会及び幹部会並びにプノンペン都のカン評議会及び幹部会の役割、任務及び職務関係に関する 2009 年 12 月 14 日付政令第 215ANKr.BK 号
- 州評議会及び幹部会、市評議会及び幹部会並びにスロック評議会及び幹部会の役割、任務及び職務関係に関する 2009 年 12 月 14 日付政令第 216ANKr.BK 号
- 地方行政における行政サービスの提供に関する 2013 年 2 月 21 日付政令第 68ANKr.BK 号
- 地方行政への職務及び資源の移転の一般手続に関する 2012 年 5 月 10 日付政令第 68ANKr.BK 号
- 中央及び地方レベルにおける管理体制及び管理体制における職務の定めに関する 2015 年 9 月 7 日付政令第 114ANKr.BK 号を参照し、

- 地方レベルにおける民主主義の発展のための国家委員会委員長の要請により、

次のように決定する。

## 第1章

### 総則

#### 第1条

この政令は、利便性を高め、市民のニーズに適時に応えるため、各種の行政サービスの提供を一か所に統合することにより、地方行政における行政サービス提供の質、効率性、効果、透明性及び説明責任を向上させることを目標とする。

#### 第2条

この政令は、地方行政における行政サービス提供のメカニズム、原則、方式及び手続並びにそれら行政サービス提供への支援、フォローアップ、監督及び評価につき定めることを目的とする。

#### 第3条

この政令は、王国政府の各省庁より移転又は委任により受けた権限の枠内及び地方行政の一般権限の枠内で行われる地方行政における行政サービスの提供をその適用範囲とする。

## 第2章

### 首都及び州行政における行政サービス提供のメカニズム

#### 第1節

##### 組織及び役割

#### 第4条

首都及び各州行政府は、その権限の枠内で行政サービスを市民に提供するため、ワンストップ行政サービスユニットを創設しなければならない。

#### 第5条

ワンストップ行政サービスユニットとは、質がよく、効果的、効率的、透明性及び説明責任のある簡便な手続による行政サービスの提供を一か所に統合した場所をいう。

ワンストップ行政サービスユニットは、2部門、すなわち前方部門及び後方部門を創設しなければならない。

**前方部門**とは、行政サービスの提供に関する諸情報を得、書式を受け取り、申請を行い、料金を支払い、申請した行政サービスの提供に関する公式な決定結果を受け取るために市民が直接面会連絡をする場所をいう。

**後方部門**とは、行政サービス申請事件を監督し、技術的な助言を行う場所をいう。

## 第6条

ワンストップ行政サービスユニットは、ユニット長1名、補佐役の次長2名で運営される。

ワンストップ行政サービスユニット長は、首都・州庁本庁の局長（Director）と同等の地位を有する。

ワンストップ行政サービスユニット次長は、首都・州庁本庁の副局長と同等の地位を有する。

ワンストップ行政サービスユニット長及び次長の任命は、地方行政職員規則及び効力を有する法令に従い行われる。

## 第7条

首都及び州の行政におけるワンストップ行政サービスユニットの構成及び運営は、内務大臣の省令で定める。

## 第2節

### 勤務場所、職員及び行政サービスの種類

## 第8条

首都及び州の知事は、ワンストップ行政サービスユニットが業務を執行するために適当な場所を準備し、職員によるユニットの業務の執行を支援するために必要な機材物品を配置し、市民が行政サービスを容易に受けられるようにしなければならない。

## 第9条

首都及び州行政府は、ワンストップ行政サービスユニットの前方部門の事務を行うために、首都及び各州の業務のサイズ及び実情に応じた適当な数の有能で経験ある職員を配置しなければならない。

## 第10条

首都及び州の知事は、行政サービスの提供に関する局及び専門ユニットの長と調整して少なくとも1名の有能で経験ある専門職員を配置し、首都及び州行政におけるワンストップ行政サービスユニットの後方部門の事務をフルタイムで行わせなければならない。

首都及び州の知事は、ワンストップ行政サービスユニットの事務を行う職員の任命について、自らの評議会に報告しなければならない。

首都及び州行政におけるワンストップ行政サービスユニットの後方部門の事務を行うために任命された職員は、高度に技術的で、複雑、複数分野の技術が必要で重大な責任を要する一部の種類の行政サービスを除き、自らの専門分野に応じ行政サービスを監督し、技術的な助言を行う権限の委任を受ける。

上記の場合において、首都及び州の知事は、各局及び専門ユニットの長と協議し、高度に技術的で、複雑、複数分野の技術が必要で重大な責任を要する行政サービスの種類を定め、それらの種類の行政サービスを監督し、技術的な助言を行うために関連する局及び専門ユニット毎に明確な責任を有する専門職員を任命しなければならない。

## 第11条

首都及び州行政におけるワンストップ行政サービスユニットは、この政令の付表1に定める行政サービスの種類に応じ行政サービスを提供する。

サービス料金、サービスの提供期間、行政サービスの効力については、別の定めがある場合を除き、関連各省庁と経済財務省との共同省令で定める。

関連各省庁は、行政サービスの提供が容易に行われ、サービスの利用者に寄り添うことができるよう、首都及び州の行政に行政サービス提供事務を継続して移転しなければならない。

## 第12条

内務省は、関連各省庁から意見を聴取して、簡便で分かりやすく、明確な行政サービス申請のための書式、手続及び要件に関する指導を行わなければならない。

### 第3章

#### 市、スロック及びカン行政における行政サービス提供のメカニズム

#### 第1節

#### 組織及び役割

#### 第13条

各市、スロック及びカンの行政府は、その権限の枠内で行政サービスを市民に提供するため、ワンストップ行政サービス事務所又はワンストップ行政サービスメカニズムを創設しなければならない。

ワンストップ行政サービス事務所を創設するための市、スロック及びカンの要件については、内務大臣の省令で定める。

#### 第14条

ワンストップ行政サービス事務所とは、質がよく、効果的、効率的、透明性及び説明責任のある簡便な手続による行政サービスの提供を一か所に統合した場所をいう。

ワンストップ行政サービス事務所は、2部門、すなわち前方部門及び後方部門を創設しなければならない。

**前方部門**とは、行政サービスの提供に関する諸情報を得、書式を受け取り、申請を行い、料金を支払い、申請した行政サービスの提供に関する公式な決定結果を受け取るために市民が直接面会連絡をする場所をいう。

**後方部門**とは、行政サービス申請事件を監督し、技術的な助言を行う場所をいう。

#### 第15条

市、スロック及びカン行政におけるワンストップ行政サービス事務所については、対象市、スロック及びカンのワンストップ行政サービス事務所の構成及び運営に関する2009年2月12日付内務大臣省令第928BrK号を適用する。

市、スロック及びカン行政におけるワンストップ行政サービスメカニズムの創設の方式及び手続については、内務大臣の指導令で定める。

## 第2節

### 勤務場所、職員及び行政サービスの種類

#### 第16条

市、スロック及びカンの長は、ワンストップ行政サービス事務所が業務を執行するために適当な場所を準備し、職員による事務所の業務の執行を支援するために必要な機材物品を配置し、市民が行政サービスを容易に受けられるようにしなければならない。

#### 第17条

市、スロック及びカン行政府は、ワンストップ行政サービス事務所の前方部門の事務を行うために、各市、スロック及びカンの業務のサイズ及び実情に応じた適当な数の有能で経験ある職員を配置しなければならない。

関連省庁、局、専門ユニットは、有能で経験ある専門職員を配置し、市、スロック及びカン行政におけるワンストップ行政サービス事務所の後方部門の事務を行わせなければならない。

市、スロック及びカンの長は、ワンストップ行政サービス事務所の事務を行う職員の任命について、自らの評議会に報告しなければならない。

省庁、局、専門ユニットに後方部門の事務を行うために任命する職員がまだいない場合は、市、スロック及びカン行政府は、自らの行政職員を任命し、その専門分野を代表するエージェントとして責任を持って後方部門の事務を行わせなければならない。

ワンストップ行政サービス事務所の事務を行う職員は、市、スロック又はカンの長の監督の下に置かれる。関連省庁から派遣されワンストップ行政サービス事務所の事務を行う職員の職員フレームワーク及び俸給については、原省庁の所属のままとし、現行の手続に従い、昇進、等級、勲章授与、褒賞その他福利が与えられる。

#### 第18条

市、スロック及びカン行政におけるワンストップ行政サービス事務所及びワンストップ行政サービスメカニズムは、この政令の付表2に定める行政サービスの種類に応じ行政サービスを提供する。

サービス料金、サービスの提供期間、行政サービスの効力については、別の定めがある場合を除き、関連各省庁と経済財務省との共同省令で定める。

関連各省庁は、行政サービスの提供が容易に行われ、サービスの利用者に寄り添うことができるよう、市、スロック及びカンの行政に行政サービス提供事務を継続して移転しなければならない。

## 第19条

内務省は、関連各省庁から意見を聴取して、簡便で分かりやすく、明確な行政サービス申請のための書式、手続及び要件に関する指導を行わなければならない。

## 第4章

### コミューン及びサンカット行政における行政サービス提供のメカニズム

## 第20条

コミューン及びサンカット行政府は、その権限の枠内で行政サービスを市民に提供するため、ワンストップ行政サービスメカニズムを創設しなければならない。

コミューン及びサンカット行政におけるワンストップ行政サービスメカニズムは、コミューン及びサンカット評議会の名においてコミューン及びサンカット書記を執行役としてコミューン長及びサンカット長による運営の下に置かれる。

コミューン長及びサンカット長は、コミューン及びサンカットの管理に関する法律第40条に従い、自らの秘書、サンカット次長<sup>1</sup>に対し、監督、決定及び許可書又は命令書への署名について授権することができる。

## 第21条

コミューン長及びサンカット長は、書記又は行政補佐役を、情報提供、書面の受領、行政サービス料金の受領並びにコミューン長及びサンカット長が審査し決定するための行政サービス申請に対する監督及び意見の提供を行う職員としての任務を行うよう任命しなければならない。

情報提供、書面の受領及び行政サービス料金の受領を行う職員の任命又は同職員への授権は、コミューン・サンカット長の決定により行う。

---

<sup>1</sup> 原文に「コミューン次長」が欠落しているものと解される。

コミューン長及びサンカット長は、ワンストップ行政サービスメカニズムが業務を執行するために適当な場所を準備し、職員による事務所の業務の執行を支援するために必要な機材物品を配置し、市民が行政サービスを容易に受けられるようにしなければならない。

## 第 22 条

コミューン及びサンカット行政におけるワンストップ行政サービスメカニズムは、行政サービスの種類に応じて行政サービスを提供しなければならない、サービス料金、サービスの提供期間、行政サービスの効力については、別の定めがある場合を除き、関連各省庁と経済財務省との共同省令で定めるとおり。

## 第 23 条

内務省は、簡便で分かりやすく、明確な行政サービス申請のための書式、手続及び要件に関する指導を行わなければならない。

## 第 5 章

### 行政サービスにかかる収入の管理及び分配

## 第 24 条

地方行政は、行政サービス料金から収入を得る権限を有する。

首都、州、市、スロック、カン、コミューン及びサンカットにおける行政サービスの提供の料金として得た収入は、定められた原則に従い、中央又は地方レベルの歳入に算入される。

地方行政の収入及び支出の管理、記録並びに賞与の分配は、地方行政の財政管理に関する法令、原則及び手続に従って行われる。

## 第 25 条

地方行政における行政サービスの提供から得られた収入の分配並びに職員に対する褒賞及びワンストップ行政サービスメカニズム強化のための賞与の分配は、別の定めがある場合を除き、効力を有する法令に従って行われる。

## 第 6 章

### 支援、モニタリング監督及び評価

## 第 26 条

NCDD (National Committee for Sub-National Democratic Development) は、地方行政における職務の移転過程及び行政サービス提供の実施過程における政策及び資源の動員についての支援並びに関係者からの技術支援に関し関連専門省庁との調整を行う任務を有する。

NCDD は、地方行政における職務の移転過程及び行政サービス提供の実施過程における調整を行うために、省際技術諮問グループ等既存のメカニズムを利用することができる。

## 第 27 条

内務省は、首都及び州行政におけるワンストップ行政サービスユニット、市、スロック及びカン行政におけるワンストップ行政サービス事務所並びに市、スロック、カン、コミュン及びサンカット行政におけるワンストップ行政サービスメカニズムの創設並びに行政サービス提供、能力向上、モニタリング監督及び行政サービス提供の実施評価に対する技術的支援につき、関係省庁及び関係者との調整を行う任務を有する。

内務省は、首都及び州行政におけるワンストップ行政サービスユニット並びに市、スロック及びカン行政におけるワンストップ行政サービス事務所に対するサービスの提供場所の準備及び機材物品の配置に関する支援につき、経済財務省、関係各省庁並びに首都及び州行政との調整を行わなければならない。

内務省は、この事務の管理、支援、調整及び実施を確実にを行うために既存の管理システム及びメカニズムを利用することができる。

## 第 28 条

各省庁は、有能で経験ある職員を任命し、ワンストップ行政サービスユニット、ワンストップ行政サービス事務所及びワンストップ行政サービスメカニズムの後方部門の職員としての事務を実施させ、地方行政に移転された行政サービス提供にかかる能力向上、技術支援、モニタリング監督及び評価を支援するために調整を行い、局及び専門ユニットに働きかけを行わなければならない。

## 第 29 条

各地方行政府は、恒常的なモニタリング、監督及び評価の実施を確保し、自らの管轄区域における行政サービス提供にかかる不正を解決しなければならない。

## 第 7 章

### 経過規定

## 第30条

首都及び州行政府は、遅くとも 2017 年上半期の終わりまでにワンストップ行政サービスユニットを創設しなければならない。

内務省の定める要件を満たす市、スロック及びカン行政府は、遅くとも 2017 年末までにワンストップ行政サービス事務所を創設しなければならない。

内務省の定める要件をまだ満たさない市、スロック及びカン行政府は、遅くとも 2017 年末までにワンストップ行政サービスメカニズムを創設しなければならない。

## 第8章

### 最終条項

## 第31条

この政令に反するすべての規定は、無効とする。

## 第32条

閣僚評議会担当大臣、内務大臣、経済財務大臣その他関連大臣及び関連機関の長並びにすべての地方行政府は、それぞれの任務に応じ、署名の日からこの政令の実施の責を負う。

首都プノンペン、2017年2月08日

首相

【公印及び署名】

サムデイアックアモハーセナパタイテチョン・フン・セン

サムデイアックアモハーセナパタイテチョン・フン・セン首相に提出

副首相、内務大臣兼 NCDD 委員長

【署名】

サムダイクロラーホームソー・ケイン

受領部署

- 王宮省
- 憲法院事務局
- 上院事務局
- 国民議会事務局
- 王国政府事務局
- 首相サムデイッテチョ官房
- 各副首相閣下官房
- 第 32 条記載の部署
- 官報
- 資料ークロニクル

**付表 1**  
**首都及び州行政府の行政サービス**  
**地方行政におけるワンストップ行政サービスメカニズムの創設に関する 2017 年 2 月**  
**08 日付政令第 18ANKr.BK 号に付属**

番号	内容
<b>1. 公証事務（写しの認証）</b>	
1	事業、輸出入、ホテル外国投資開業許可
2	各種事業の会社の定款、会社登記証明書、商業省の書面、契約
3	建設計画
4	不動産所有者証明書
5	大学院修了証書（外国）
6	仏教教育修了証書
7	協会、団体、教会及び共同体の登録許可
8	その他の書面又は書類（他の機関の管轄であるものを除く）
<b>2. 行政事務</b>	
1	首都及び州内の道路を横切り、又は道路に沿った掘削許可
2	国境通行証／証明書（レセパセ）
3	看板設置地許可書
4	1,000 平方メートル以上の私的所有地に土砂を満たす許可書の発行
5	首都及び州投資小委員会において管理する性質を有する投資計画の登録（投資額 200 万米ドル未満）
<b>3. 保健分野</b>	
1	薬局の新設、場所の移転、薬局名の変更に関する許可書の発行及び効力の延長
2	伝統薬局の新設、場所の移転、薬局名の変更に関する許可書の発行及び効力の延長
3	51 席以上のレストラン及び食堂の食品衛生証明書の付与（高級食堂及びレストランを除く）
<b>4. 観光分野</b>	
1	ホテル及び観光宿泊サービスのための観光免許
	- 20 室以下のホテル、アパートメントホテル、スイートホテル、リゾートホテル、バンガロー、モーテル又はロッジ
	- ゲストハウスは、観光免許の代金を支払わねばならない
	- 51 席以上 100 席以下の観光レストラン、観光食堂のための観光免許
	- ビアガーデンのための観光免許
	- 6 室以上のカラオケのための観光免許
	- 6 ベッド又は席以上 10 ベッド又は席以下の健康マッサージのための観光免許
	- スパのための観光免許
	- ディスコテークホール又はホールーディスコテークのための観光免許
	- 旅客水運のための観光免許（会社の性質でないもの）
	- 6 席以上の旅客陸運のための観光免許
2	観光スポーツのための観光免許

	- 6 卓以上のスノーカー
	- ゲーム機
	- サーカス
	- サイクルスポーツ
	- 象に乗るスポーツ
	- 馬術
	- 自動車又は電気自動車
<b>5. 公共事業・運輸分野</b>	
	<b>A. 陸運部門</b>
1	運転免許証の試験並びに変更、更新、再発行及び再々発行（外国人を除く）
	- A 級自動二輪車免許証取得の試験
	- A 級自動二輪車免許証再取得の試験
	- A 級自動二輪車免許証の変更、更新、再発行又は再々発行
	- B 級自動車免許証取得の試験
	- B 級自動車免許証再取得の試験
	- B 級自動車免許証の変更、更新、再発行又は再々発行
2	自動車の登録
	- 同一首都・州内での自動二輪車又は自動三輪車の所有権譲渡
	- 首都・州境を越える自動二輪車又は自動三輪車の所有権譲渡
	- 同一首都・州内での牽引車（自動二輪車）の所有権譲渡
	- 首都・州境を越える牽引車（自動二輪車）の所有権譲渡
	- 小型車の登録
	- 大型車の登録
	- 牽引車又はコンテナ車の登録
	- 同一首都・州内での小型車の所有権譲渡
	- 首都・州境を越える小型車の所有権譲渡
	- 同一首都・州内での大型車の所有権譲渡
	- 首都・州境を越える大型車の所有権譲渡
	- 同一首都・州内での牽引車又はコンテナ車の所有権譲渡
	- 首都・州境を越える牽引車又はコンテナ車の所有権譲渡
	- 小型車登録証の変更、再発行又は再々発行
	- 大型車、牽引車又はコンテナ車登録証の変更、再発行又は再々発行
	- 小型車のナンバープレートの変更、再発行又は再々発行（片側）
	- 小型車のナンバープレートの変更、再発行又は再々発行（前後両側）
	- 大型車、牽引車又はコンテナ車のナンバープレートの変更、再発行又は再々発行（片側）
	- 大型車のナンバープレートの変更、再発行又は再々発行（前後両側）
3	自動車教習所及び自動車教習所支所の登録及び事業許可
	- 自動車教習所支所の事業許可書の付与
4	自動車事業許可書の付与
4.1	国内での自動車事業許可書の付与
	- 積載量 5 トンを超えない運搬用自動車

	- 積載量 5 トンを超え 10 トンまでの運搬用自動車
	- 積載量 10 トンを超える運搬用自動車
	- 乗車人数 9 人を超えない乗用車
	- 乗車人数 10 人以上 20 人までの乗用車
	- 乗車人数 20 人を超える乗用車
4.2	国内での運送会社の登録及び許可書の付与
	運送会社の本店又は支店の開設許可書の付与
5	自動車修理・改良ガレージの登録及び許可書の付与
	- 首都及び州におけるガレージの登録及び許可書の付与
	B. 水運部門公共サービス
6	船舶証明書の付与
6.1	載貨重量 20 トン未満、エンジン出力 40 馬力未満及び座席 25 席未満の船舶
	- 船舶証明書の付与（ウー／図面／船舶輸入税の証明は船舶所有者の負担）
	- 船舶のエンジン、色、カエマッドの変更又は所有権の譲渡（ウー／カエマッド／図面／印鑑の証明は船舶所有者の負担）
	- 変更（船舶名の変更）、船舶証明書の再発行又は再々発行
6.2	載貨重量が 20 トンを超え 40 トンまで、エンジン出力が 40 馬力を超え 90 馬力まで及び座席が 25 席を超え 50 席までの船舶
	船舶証明書の付与（ウー／図面／船舶輸入税の証明は船舶所有者の負担）
	船舶のエンジン、色、カエマッドの変更又は所有権の譲渡（ウー／カエマッド／図面／印鑑の証明は船舶所有者の負担）
	変更（船舶名の変更）、船舶証明書の再発行又は再々発行
7	船舶の技術的点検
7.1	載貨重量 20 トン未満、エンジン出力 40 馬力未満及び座席 25 席未満の船舶
	- 内航船
	- フェリー
7.2	載貨重量が 20 トンを超え 40 トンまで、エンジン出力が 40 馬力を超え 90 馬力まで及び座席が 25 席を超え 50 席までの船舶
	- 内航船
	- フェリー
8	水運事業許可書
	- 貨物輸送船
	- 貨物運送はしけ（エンジンなし）
	- 旅客船
	- フェリー
	- 曳航船（引き船／押し船）
<b>6. 文化及び芸術部門</b>	
1	国際的に公の場で演奏活動を行う許可書の付与
2	床面積が 50 平方メートルを超える書店事業の開設許可書の付与
<b>7. 情報部門</b>	

1	事業実施申請許可書の付与及び更新
	- 手動印刷（シルクスクリーン）、Tシャツプリント
	- 新聞販売キオスク並びに書店、印刷製品及びオーディオビジュアル製品販売キオスク
	- カメラ及び複写機修理サービス、コンピュータ修理サービス、コンピュータタイピング並びにラジオ、テレビ、オーディオレコーダー、謄写版修理サービス、アンプ及びマイク修理サービス
	- オーディオビジュアル機器を販売する建物
	- インターネットカフェ
<b>8. 環境部門</b>	
1	50 立方メートル／日未満の事業所からの液体廃棄物を排出する許可書の付与（要申請）
2	事業所からの個体廃棄物を排出する許可書の付与（要申請）
<b>9. 工業及び手工業部門</b>	
1	資本金 2 億リエル（50,000 米ドル）未満の危険のない企業及び手工業の登記
2	資本金 2 億リエル（50,000 米ドル）未満の手工業営業免許の付与（新規又は継続）
3	資本金 2 億リエル（50,000 米ドル）未満の手工業の拡張、所在地の変更、事業主の変更、名称の変更に関する許可書の発行又は再発行
4	事業営業のために用いられる計測機器の確認点検（機器 1 ユニット毎）
4.1	重量
	非自動式はかり
	- 重量 10 キログラム以下（販売品計測用はかり）
	- 重量 10 キログラムを超え 100 キログラムまで（販売品計測用はかり）
	- 重量 100 キログラムを超え 1,000 キログラムまで
4.2	液体分離機（燃料及びガス）
	- オイル注入ポンプ 1 台（スタンド）
	- ガスタンク（最低 7 キログラム）
	- ガスタンク（15 キログラム）
	- ガスタンク（15 キログラム超）
	- オイルくみ上げポンプ 1 台
5	製造品及び包装品の数量と計量表示の確認
5.1	製造品
	+ 繊維（1 製品）
	- 衣服
	- カーペット
	建材（1 製品）
	電気、電子及び光学機器（1 製品）
5.2	包装品
	+ 気体、食品及びすべての液体物（1 製品）
	- 5 キログラム又はリットル以下
	- 5 キログラム又はリットルを超え、10 キログラム又はリットルまで

	- 10 キログラム又はリットルを超え、20 キログラム又はリットルまで
	- 20 キログラム又はリットルを超え、30 キログラム又はリットルまで
	- 30 キログラム又はリットルを超え、50 キログラム又はリットルまで
	- 50 キログラム又はリットル超
	- すべての穀物中の水分
	- すべての穀物の輝度
	+ タバコ及び巻紙製品（1 製品）
	+ 化学製品
	- 固形石鹼、粉末石鹼、洗剤、香水又は化粧品
	- 農薬又は化学肥料
	- ペンキ、塗料、顔料、印刷用インク又はマスティック
<b>10. 鉱物及びエネルギー部門</b>	
1	鉱物資源免許の付与
	- 工業エネルギー省の定めに従った鉱物資源手工業及び鉱物資源小規模事業（申請及び書類過程）の免許の付与のための審査、準備、書類過程サービス
	- 広さ 300 平方メートルを超えない、深さ 3 メートルを超えない土の掘削事業活動の免許の付与のための審査、準備、書類過程サービス
2	免許の登録
	- 鉱物資源手工業及び鉱物資源小規模事業の免許
3	過料
	鉱物資源事業免許が失効した場合
	- 手工業免許
	- 小規模事業免許
<b>11. 商業部門</b>	
1	ジュエリーより価値のある貴金属・宝石の事業を行う許可の付与
2	外国通貨による表示を行う許可の付与
<b>12. 国土管理都市計画建設部門</b>	
	A. 地籍地理サービス
1	システマティック登記による土地の初期登記（1 m <sup>2</sup> あたり）
2	スポラディック登記による土地の初期登記及び証書発行（1 筆あたり）
3	不動産の全部移転（証書 1 件あたり）
4	不動産の移転による又は移転によらない分筆（分筆される土地 1 筆あたり）及び合筆（元の土地 1 筆あたり）（申請による）
5	土地境界点の探知（1 点あたり）
6	1 筆の土地についての地籍情報書面の発行（証明書の発行、情報記載書面の発行、地籍証明書の発行）
7	土地の負担の設定、抹消：先取特権、質権、抵当権設定（1 筆又は証書 1 件あたり）
8	地籍書面の複写（A4 用紙 1 枚あたり）
9	土地の種別の変更（1 m <sup>2</sup> あたり）
10	区分所有建物の専有部分の登記（1 専有部分あたり）
11	永借権の登記（証書 1 件あたり）

12	経済コンセッションの登記（証書1件あたり）
13	民事訴訟法関連の不動産登記（証書1件あたり）
14	書面による地図（1枚あたり）
15	デジタル正射写真（1km <sup>2</sup> あたり）
16	紙媒体の正射写真（A0用紙に印刷）1枚当たり
17	分析による基準点のデータ（所在地地図及び座標）1点あたり（申請による）
	<b>B. 建設サービス</b>
1	建築面積3,000m <sup>2</sup> 以下の居住用建物の建設許可書
2	建築面積3,000m <sup>2</sup> 以下の居住用建物以外の建物の建設許可書
3	建築面積3,000m <sup>2</sup> 以下の国、慈善家又は人道的団体から共同体又は貧しい者に寄付する建物
4	建設及び土地開発原則の付与
	<b>C. 建設事業を行う会社、地図調査法人及び建築技師グループの登録</b>
1	建築技師グループの初期登録及び更新
	<b>D. 図面及び地図の複写（申請による）</b>
1	建設申請書（1部あたり）
2	建築図面又は建築資材図（1部あたり）
3	A4サイズの地図（1枚あたり）
4	A3サイズの地図（1枚あたり）
5	A2サイズの地図（1枚あたり）
6	A1サイズの地図（1枚あたり）
7	A0サイズの地図（1枚あたり）
	<b>E. 法律及び技術面に関する助言サービス（申請による）</b>
1	土地及び建設一般に関する業務について（1件あたり）
	<b>13. 農業、林業及び水産業部門</b>
1	水産
	- 養殖実施許可書の発行
2	生産及び畜産
2.1	家畜を購入し家畜を原料とする生産「B類型」を行う許可書の発行
	- 屠殺場の開設
	- 屠殺業の実施
	- 家畜集合場の開設
	- 飼料の生産又は配合を行う場所の開設
	- 肉及び家畜一次産品を生産、加工する場所の開設
	- 家畜飼育場の開設
	- ペット販売場の開設
	- 動物診察治療場の開設
	- 動物用の薬、動物治療・飼料関連の機器を販売する場所の開設
	- 肉類の保管及び分配場の開設
	- 牛・水牛の皮の倉庫の開設
2.2	家畜及び家畜を原料とする製品の衛生検査サービスの費用並びに「国内流通」屠殺場における家畜、肉及び家畜製品の衛生検査サービスの手数料の回収

	家畜及び家畜を原料とする製品：
	A. 家畜
	- 四肢の大型家畜（成体）：牛、水牛、馬等（頭）
	- 四肢の大型家畜（幼生）：牛、水牛、馬等（頭）
	- 四肢の小型家畜（成体）：豚、ヤギ、ヒツジ等（頭）
	- 四肢の小型家畜（幼生）：豚、ヤギ、ヒツジ等、子豚に関しては重量が30 kg 未満（頭）
	- 家禽（成体）：鶏、アヒル、七面鳥、ウズラ等（羽）
	- 鳥類（幼生）：鶏、アヒル、七面鳥、ウズラ等、重量185 グラム未満（羽）
	- 孵化させるための鳥類の卵（個）
	- 家畜の精液（レベル）
	- 家畜の胚（個）
	B. 消費可能な家畜の肉その他の付属部分「国内流通」
	- 生、冷蔵又は冷凍の家畜又は家禽の肉全体、家畜又は家禽の肉を2つに分けたもの、家畜又は家禽の肉の部分的な塊、骨付き肉、骨付き肉ぶつ切り、肉のみ（骨付きでないもの）及びその他の付属部分（kg）
	- 乾燥肉、ソーセージ、肉粉、乾燥豚皮（kg）
	- 生、冷凍、塩蔵、塩水漬けの液体又は固体の各種動物油脂で抽出していないもの（kg）
	- 生乳（リットル）
	- 乾燥、調理済及び冷凍の生卵、塩蔵卵、孵化前卵（個）
	C. 家畜を原料とする製品で消費不可能なその他の使用に供されるもの「国内流通」
	- 生、塩蔵又は乾燥の皮（kg）
	- 生の血液、粉末血液、骨、骨粉等その他の付属部分（kg）
	- 家畜飼料（kg）
2.3	屠殺場における家畜、肉、家畜製品の衛生検査サービス
2.4	家畜、肉及び家畜を原料とする製品の衛生に関する犯罪の防止に参加した職員に対する報奨金
	- 家畜及び家畜を原料とする製品の衛生に関する犯罪の防止に対する報奨金並びに屠殺場における家畜、肉、家畜製品の衛生に関する犯罪の防止に対する報奨金
3	農業認可
3.1	農薬又は肥料の卸売・小売許可書の発行サービス料金 - 営業期間1年の申請にかかる肥料に関する許可書発行料金 - 営業期間1年の申請にかかる農薬に関する許可書発行料金 - 農薬又は肥料の卸売・小売許可書の申請
4	職業的能力教育コース履修サービスの料金：分配業者、卸売・小売業者及び悪質な化合物の除去を実施する者
	- 職業的能力教育コース：（履修証明書の発行）
<b>14.</b>	<b>労働及び職業訓練部門</b>
1	カンボジア人に対する労働許可書及び労働手帳の付与

2	派遣職員選抜の承認書の発行
3	機関に関する登録フォームの登録
4	時間追加許可書

**付表 2**  
**市、スロツク及びカン行政府の行政サービス**  
**地方行政におけるワンストップ行政サービスメカニズムの創設に関する 2017 年 2 月**  
**08 日付政令第 18ANKr.BK 号に付属**

番号	内容
<b>1. 公証事務（写しの認証）</b>	
1	教育修了証明書
2	中等教育第 1 レベル修了仮証明書
3	中等教育第 2 レベル修了仮証明書
4	中等教育初等修了仮証明書
5	中等教育高等修了仮証明書
6	第 12 学年修了証明書
7	付加価値税登録証明書
8	事業実施証明書
9	店舗権利証
10	証明書
11	未登記不動産の占有権移転書
12	中等教育第 1 レベルの試験結果証明書
13	中等教育第 2 レベル学位証明書（課程修了）
14	中等教育高等学位証明書
15	教育学中等教育学位証明書
16	中等教育学位証明書
17	高等レベル教員学位証明書
18	中等教育高等学位試験結果証明書
19	学士証明書
20	準学士証明書
21	学習証明書
22	身分証明書
23	家族登録帳／居住登録帳
24	自動車証明書
25	自動車運転免許証
26	納税証明書
27	中等教育第 2 レベル一般教養学位証明申請
28	学士仮証明書
29	準学士仮証明書
<b>2. 行政事務</b>	
1	1,000 平方メートル未満の私的所有地に土砂を満たす許可書の発行
<b>3. 未登記の不動産の占有権移転</b>	
1	土地
	- プノンペン都内並びにカンダル州、プレアシハヌ州及びシエムリアップ州の市内の土地

	- カンダル州、プレアシハヌ州及びシエムリアップ州以外のすべての州の市内の土地
	- 市外又は辺境地の土地
2	住居（ヴィラ以外）
	- プノンペン都内並びにカンダル州、プレアシハヌ州及びシエムリアップ州の市内の土地
	- カンダル州、プレアシハヌ州及びシエムリアップ州以外のすべての州の市内の土地
	- 市外又は辺境地の土地
3	ヴィラ
	- プノンペン都内並びにカンダル州、プレアシハヌ州及びシエムリアップ州の市内の土地
	- カンダル州、プレアシハヌ州及びシエムリアップ州以外のすべての州の市内の土地
	市外又は辺境地の土地
<b>4. 身分登録事務</b>	
1	出生証明書又は出生確認証明書の謄本
2	婚姻証明書又は婚姻確認証明書の謄本
3	死亡証明書又は死亡確認証明書の謄本
<b>5. 教育、青年及びスポーツ分野</b>	
1	私立学校又は幼稚園の開設、更新のための免許又は許可書（ナショナル）
2	私立学校又は幼稚園の開設、更新のための免許又は許可書（インターナショナル）
3	1年に満たない専門短期学校、語学短期学校の開設、更新のための免許又は許可書
4	スポーツクラブの開設、更新のための免許又は許可書
5	スポーツ用品販売事業の開設、更新のための免許又は許可書
<b>6. 保健分野</b>	
1	妊婦、出産前後の女性の診療室の新設、更新及び場所の移転の申請に対する許可書
2	移動診療室の新設、更新及び場所の移転の申請に対する許可書
3	治療室の新設、更新及び場所の移転の申請に対する許可書
4	準薬局 A の新設、更新及び名称変更の申請に対する許可書
5	準薬局 B の更新許可書
6	歯科クリニックの新設、更新及び場所の移転の申請に対する許可書
7	一般診療クリニックの新設、更新及び場所の移転の申請に対する許可書
8	50 席以下のレストラン及び食堂の食品衛生証明書の付与
<b>5. 観光部門</b>	
1	8 室以下のゲストハウス
2	居住用部屋貸しの借家
3	50 席以下の観光レストラン、観光食堂
4	国内のレストラン及び食堂
5	食品販売キオスク

6	クイティエウ、コーヒー店
7	5 ベッド以下又は5 席以下のマッサージ
8	5 室以下のカラオケ
9	5 卓以下のスヌーカー
10	5 席以下の旅客用自動車
11	観光バイクタクシー
12	観光レンタルバイク
13	旅客用牽引自動二輪車
<b>4. 運輸分野</b>	
1	バイクサービス
	- 新規登録
	- 登録証の変更（色、エンジン番号）
	- 登録証の再発行
	- 登録証の再々発行
	- ナンバープレートの再発行
	- ナンバープレートの再々発行
2	自動三輪車又は牽引自動二輪車のサービス
	- 自動三輪車の登録
	- 牽引自動二輪車の登録（自動二輪車）
	- 自動三輪車登録証の変更、再発行又は再々発行
	- 牽引自動二輪車登録証の変更、再発行又は再々発行
3	自動三輪車の技術的点検
	- 自動三輪車又は牽引自動二輪車
	- 技術的点検証明書の再発行又は再々発行
4	自動三輪車又は牽引自動二輪車
	- 運送事業許可書の付与
	- 自動三輪車
5	自動二輪車に牽引される牽引車
	- 運送事業許可書の更新
	- 自動三輪車
<b>9. 文化及び芸術部門</b>	
1	各種の演奏・上演活動（非公式）
	- 国内の公の場での演奏
	- 演劇の劇場上演、チケット販売
	- すべての演劇の上演
	- 舞踊事業、チケット販売
2	映画、ビデオの上映
	- 映画、ビデオの商業的上映
	- 各種祭典での映画、ビデオの上映
	- 客接待での映画、ビデオの上映
3	映画、ビデオ作品の販売、貸出
	- CD、ビデオ、DVD 販売、貸出店
	- CD、ビデオ、DVD 販売建物

4	事業の看板
	-2 平方メートル未満の各種の商号看板
	-2 平方メートル以上 4 平方メートルまでの各種の商号看板
	- 商業的宣伝貼り紙 (ポスター)
	-2 平方メートル未満の各種の写真及び宣伝看板
	-2 平方メートル以上 4 平方メートルまでの各種の写真及び宣伝看板
	- 商業宣伝バナー
5	免許の付与
	- ネームプレート、名称看板、商業看板の制作
6	拡声器事業
	- スピーカー及び拡声器
7	書籍販売
	- 床面積 50 平方メートル未満の書店
8	ビジュアルアート事業
	- セメント彫刻及びセメント像製作、販売
	- しっくい彫刻製作、販売
	- 画家
9	写真業
	- 写真現像、写真撮影、ビデオ撮影建物
	- 写真撮影、写真現像、ビデオ撮影家屋
10	理髪、パーマ、ネイル、美容業 (店舗)
	- 男性理髪 (2 席から 4 席)
	- 男性理髪 (5 席以上)
	- パーマ、理髪、ネイル (2 席から 4 席)
	- パーマ、理髪、ネイル (5 席以上)
	- 美容 (レンタル料金 500 米ドル未満)
	- 美容 (レンタル料金 500 米ドル以上 1,000 米ドル未満)
	- 美容 (レンタル料金 1,000 米ドル以上)
<b>10. 工業、手工業、鋳物及びエネルギー部門</b>	
1	手工業の登記
	- 布、皮、ゴム、プラスチック加工
	- トタン、アルミニウム、鉄、ガラス加工
	- 宝石加工
	- 土台石、甕、土管、床タイル製作
	- ろうそく、線香製作
2	エネルギー
	- 25 キロワット (25 KW) を超えない出力のバッテリーへの充電サービスを行う発電機の設置
3	サービス
	- 電気電子機器の修理
	- 自動車、バイクの洗浄
	- バイクの洗浄
<b>11. 商業部門</b>	

	- 商業事業、サービスの許可書
<b>12. 建設部門</b>	
1	建築面積 500 m <sup>2</sup> 以下の建設許可書
2	建築面積 500 m <sup>2</sup> 以下の増築、収去、修理許可書
3	建築面積 500 m <sup>2</sup> 以下の建設現場の開設
4	建築面積 500 m <sup>2</sup> 以下の建設現場の閉鎖許可書又は適合証明書
5	障壁のサービス、修理、建設（石壁、コンクリート壁）
<b>13. 農業部門</b>	
1	- 農業用品の卸売小売事業許可書
2	- 家畜及び家畜を原料とする製品の衛生証明書